

策定年月	平成18年 8月
変更年月	平成22年 6月
変更年月	平成26年 9月

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

平成26年9月
出雲崎町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第2の2	新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標	9
第3	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	9
1	農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し	9
2	農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン	9
第4	農業経営基盤強化促進事業に関する事項	10
1	利用権設定等促進事業に関する事項	11
2	農地利用集積円滑化事業の実施の促進に関する事項	17
3	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	17
4	農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	19
5	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	20
6	新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	20
7	その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	21
第5	農地利用集積円滑化事業に関する事項	22
1	農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項	22
2	農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準	23
3	その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項	23
第6	その他	26
別紙1		28
別紙2		29

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 出雲崎町の地域特性

出雲崎町は、新潟県のほぼ中央に位置し、8.9km に及ぶ海岸線を有し、佐渡と相對しており総面積4,438 ha、周囲37.7kmである。

総面積のうち、山林面積が約69%を占め、東南は海拔200~300m程度の低山地となっており、町中央部には2級河川島崎川が南北に流れ、枝状に伸びる支流に沿って帯状に耕地が点在し、一部を除き小山地の山合に集落が点在しており、日本海に面しては密集した集落構成となっている。

農業形態は、出雲崎町の地形及び耕地の土壌条件等により古くから稲作を主体とした農業生産が展開されてきた。稲作以外の作物は小規模の作付け農家が大部分を占めているのが現状となっている。

今後は、稲作においては需給動向を踏まえた計画的な生産と農地流動化・組織化等を通じてコストの低減に努め、消費者から信頼されるような品質の向上を図る必要がある。また、園芸については、現状では大部分の農家が消極的ではあるが、園芸の取組推進を促進すると共に稲作の認定農業者等担い手を中心とした施設園芸の産地化を推進していく必要がある。

また、農業生産展開の基礎となる優良農地の確保を図ることを基本として、農業振興地域整備計画に即し、引き続き農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるものとする。

2 出雲崎町の農業構造

出雲崎町の農業構造については、交通条件の整備が進むにつれて、近隣市町村への就労者が増加し、農業の兼業化が依然より増して進んできており、兼業の深化によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また、こうした中で農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、近年になって兼業農家の高齢化や、昭和一桁世代のリタイアが進み、機械・施設の更新時や世代交代、ほ場整備事業の進展を機に農地の流動化が進む可能性が高まってきている。

一方、中山間地域である町内全域で、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない又は認定農業者に集積されない農地について、一部遊休農地となっており、近年増加傾向にあることから、これを放置すれば認定農業者の規模拡大が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼす恐れがある。

3 今後の目標と方向

出雲崎町は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、出雲崎町及び周辺市町村において現に成立している優良な経営の事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し、農業を主体とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間所得（主たる従事者1人当たり350万円から4

00万円程度)、年間労働時間(主たる農業従事者1人当たり1,800時間程度)の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本町農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。併せて、兼業農家も重要な担い手として支援することとして、そのための生産体制、流通戦略強化、生産基盤の総合的整備を促進する。

4 具体的施策

出雲崎町は、将来の出雲崎町農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るために行う自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、出雲崎町、出雲崎町農業委員会、越後さんとう農業協同組合(以下「農業協同組合」という。)、長岡農業普及指導センター(以下「普及指導センター」という。)が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行うため、出雲崎町農業再生協議会(以下「町農業再生協議会」という。)が、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の町農業再生協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農地中間管理機構、農業委員会などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、農地利用集積円滑化事業による面的にまとまった形で貸し付ける等の活動については、農地中間管理機構、農業委員会と連携・調整を図りつつ実施する。

特に、近年、増加傾向にある遊休農地については、今後遊休農地となるおそれがある農地を含め、農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体(以下「認定農業者」という。)等への利用集積を図るなど、積極的に遊休農地の発生防止及び解消に努める。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助

言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農協及び普及指導センターと連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、普及指導センターの指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益化や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農業生産法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

特に、中山間地域である西越地区においては、農地の一体的管理を行う主体として当面集落を単位とした生産組織の育成を図り、当該組織全体の協業化・法人化を進めて特定農業法人又は特定農業団体の設立を図る。

さらに、町内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に当たっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と作用規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢者農家、土地持ち非農家等との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度及び法第 14 条の 4 の青年等就農計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者及び認定新規就農者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者及び認定新規就農者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、出雲崎町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

さらに、地域の面的な広がりを対象とした関係事業の実施に当たっても、当該実施地区において経営を展開している認定農業者にも十分配慮し、事業の実施がこのような農業者の経営発展に資するよう、事業計画の策定等において経営体育成の観点から十分な検討を行う。

5 推進体制

出雲崎町は、町農業再生協議会において、認定農業者及び認定新規就農者又は今後認定を受けようとする農業者、生産組織等を対象に、経営診断の実施、先進的技術の導入等を含む生産方式や経営管理の合理化等の経営改善方策の提示等の重点的指導及び農業協同組合支所単位の研修会の開催等を普及指導センターの協力を受け行う。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

出雲崎町の平成25年の新規就農者は0人であるが、従来から基幹作物である水稻の産地として生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、出雲崎町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や新潟県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標280人を踏まえ、出雲崎町においては年間1人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

出雲崎町及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営改善計画の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には概ね他産業従事者と遜色ない所得（第1の3に示す主たる従事者1人当たり年間所得）を目標とする。

ただし、新規参入者、農家子弟であって親から独立した経営を開始するものにあっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、主たる従事者1人当たり年間所得の概ね5割を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた出雲崎町の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については普及指導センターや農業協同組合が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に出雲崎町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、出雲崎町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

<所得目標 700 万円>

モデル 1〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲 (主たる 従事者 2人)	<作付面積> 水稲 8 ha 転作作物 (そば、一般作物 等) 3 ha <経営面積> 11 ha うち借地 5 ha	<資本装備> ・トラクター(35ps) ・田植機(乗用 6 条) ・コンバイン(3 条) ・格納庫兼作業場(30 坪) ・トラック(1 t) <その他> ・経営耕地は 30 a 以上の区画に整理し数 箇所に連担団地化 ・品種構成の適正化 ・水稲は低コスト技術を導入(側条施肥、 乗用溝切機等) ・水稲苗は購入 ・転作は互助制度による ・乾燥調整は JA ライスセンターを利用	・複式簿記記帳に よる経理 ・青色申告の実施	・休日制の導入

モデル 2〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
酪農+水稲 (主たる 従事者 1人 補助従 事者 2人)	<飼養頭数> 乳用牛 50 頭 うち経産牛 40 頭 <作付面積> 水稲 1.5 ha 転作作物 0.5 ha <経営面積> 2 ha	<資本装備> ・トラクター(48ps) ・田植機(乗用 4 条) ・コンバイン(2 条) ・牛舎(200 坪) ・格納庫兼作業場(20 坪) ・収納舎(47 坪) ・ダンプトラック(2 t) ・ミルクカー(パイプラインユニット) ・バルククーラー(10001) ・パーンクリーナー(40 頭用) ・飼料タンク(2 t) ・フロントローダー(600 kg) ・パキュームカー(17001) <その他> ・高泌乳牛を飼養 ・粗飼料は購入(一部ホイルクロップサイレージ) ・飼料作物は草地での飼料作 ・転作田活用の飼料作 ・定期的にヘルパー活用 ・水稲苗は購入、乾燥調整は J A ライス センター利用 ・糞尿は堆肥センターに搬出利用 ・転作は互助制度による	・複式簿記記帳に よる経理 ・青色申告の実施	・休日制の導入

<所得目標 500 万円>

モデル 3〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
養豚+水稲 (主たる 従事者 1人 補助従 事者 1人)	<飼養頭数> 肉牛 540 頭 種豚(雄) 5 頭 種豚(雌) 55 頭 <作付面積> 水稲 1.5 ha 転作作物 0.5 ha <経営面積> 2 ha	<資本装備> ・トラクター(30ps) ・田植機(乗用 4 条) ・コンバイン(2 条) ・豚舎(300 坪) ・格納庫兼作業場(20 坪) ・ダンプトラック(1.5 t) ・フロントローダー(300 kg) ・ガスブルダー	・複式簿記記帳に よる経理 ・青色申告の実施	・休日制の導入

		<その他> <ul style="list-style-type: none"> ・種豚(雄)は県系統豚が50% ・堆肥生産は発酵処理による ・水稻苗は購入、乾燥調製はJ Aライスセンター利用 ・水稻は低コスト技術を導入 ・転作は互助制度による 		
--	--	---	--	--

モデル4〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+果樹 (主たる 従事者 1人 補助従 事者 1人)	<作付面積> 水稻 3.5 ha 果樹 0.5 ha <経営面積> 4 ha うち借地 1 ha	<資本装備> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(26ps) ・田植機(乗用4条) ・コンバイン(2条) ・格納庫兼作業場(20坪) ・トラック(軽トラック) ・管理機(10ps) <その他> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻苗は購入、乾燥調製はJ Aライスセンター利用 ・水稻は低コスト技術を導入 ・うめは越の梅、藤五郎 	・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施	・休日制の導入

モデル5〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+しいたけ (主たる 従事者 1人 補助従 事者 1人)	<作付面積> 水稻 2.2 ha 転作物 0.8 ha <栽培本数> しいたけ 10,000本 <経営面積> 3 ha うち借地 1 ha	<資本装備> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(26ps) ・田植機(乗用4条) ・コンバイン(2条) ・格納庫兼作業場(20坪) ・トラック(軽トラック) ・発電機(1,200W) ・フォークリフト ・しいたけ発生ハウス(60坪) ・しいたけ養生ハウス(60坪) <その他> <ul style="list-style-type: none"> ・水稻苗は購入、乾燥調製はJ Aライスセンター利用 ・水稻は低コスト技術を導入 ・しいたけは周年生産 ・転作は互助制度による 	・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施	・休日制の導入

モデル6〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻+切花 (主たる 従事者 1人 補助従 事者 1人)	<作付面積> 水稻 4 ha 花き切花 0.5 ha (キク) <経営面積> 4.5 ha うち借地 1 ha	<資本装備> <ul style="list-style-type: none"> ・トラクター(32ps) ・田植機(乗用4条) ・コンバイン(3条) ・格納庫兼作業場(20坪) ・プレハブ冷蔵庫(7㎡) ・パイプハウス(25坪) ・トラック(軽トラック) ・管理機(5ps) ・選花機(4段) <その他> <ul style="list-style-type: none"> ・複合部門の花き切花は互助制度の水田転作 ・経営耕地は50a以上の区画に整備し数箇所に連担団地化 	・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施	・休日制の導入

		<ul style="list-style-type: none"> ・水稲苗は購入、乾燥調製はJ Aライスセンター利用 ・水稲は低コスト技術を導入 	
--	--	--	--

モデル7〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋ 露地野菜 (主たる 従事者 1人 補助従 事者 1人)	<作付面積> 水稲 3 ha 露地野菜 0.9 ha (かぼちゃ 0.5 ha) (アスパラガス 0.4 ha) <経営面積> 3.9 ha うち借地 1 ha	<資本装備> ・トラクター(26ps) ・田植機(乗用4条) ・コンバイン(2条) ・格納庫兼作業場(20坪) ・トラック(軽トラック) ・管理機(10ps) <その他> ・複合部門の野菜は互助制度の水田転作 ・経営耕地は30a以上の区画に整備し数箇所に連担団地化 ・水稲苗は購入、乾燥調製はJ Aライスセンター利用 ・水稲は低コスト技術を導入	・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施	・休日制の導入

【参考】〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稲＋そば ＋農外 (主たる 従事者 1人 補助従 事者 1人)	<作付面積> 水稲 3.5 ha そば 0.5 ha 農外収入 <経営面積> 4.0 ha うち借地 1.0 ha	<資本装備> ・トラクター(26ps) ・田植機(乗用4条) ・コンバイン(2条) ・格納庫兼作業場(20坪) ・トラック(軽トラック) ・管理機(10ps) <その他> ・複合部門の野菜は互助制度の水田転作 ・経営耕地は30a以上の区画に整備し数箇所に連担団地化 ・水稲苗は購入、乾燥調製はJ Aライスセンター利用 ・水稲は低コスト技術を導入	・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施	・休日制の導入

<所得目標700万円>

【参考】〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
施設野菜＋ 露地野菜＋ 農外 (主たる 従事者 2人)	<作付面積> (施設) 中玉トマト 0.12 ha 大玉トマト 0.06 ha (露地) 少量多品目 0.5 ha 農外収入 <経営面積> 0.68 ha うち借地 0.34 ha	<資本装備> ・トラクター(26ps) ・格納庫兼作業場(20坪) ・トラック(軽トラック) ・管理機(10ps) ・パイプハウス(リース等) ・養液土耕栽培システム(リース) ・付帯施設設備費(リース)	・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施	・休日制の導入

【参考】〔個別経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋ 施設野菜＋ 農外 (主たる 従事者 2人)	<作付面積> 水稻 1ha 越後姫 0.1ha 農外収入 <経営面積> 1.1 ha うち借地 0.1 ha	<資本装備> ・トラクター(26ps) ・田植機(乗用4条) ・コンバイン(2条) ・格納庫兼作業場(20坪) ・トラック(軽トラック) ・管理機(10ps) ・パイプハウス(300坪) ・高設置一式 ・暖房機 ・冷蔵庫 ・育苗用ハウス(30坪) <その他> ・複合部門の野菜は互助制度の水田転作 ・経営耕地は30a以上の区画に整備し数箇所に連担団地化 ・水稻苗は購入、乾燥調製はJAライスセンター利用 ・水稻は低コスト技術を導入	・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施	・休日制の導入

<所得目標700万円>

モデル8〔組織経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻 (主たる 従事者 2人)	<作付面積> 水稻 10 ha <経営面積> 10 ha	<資本装備> ・トラクター(40ps) ・田植機(乗用8条) ・コンバイン(4条) ・格納庫兼作業場(50坪) ・トラック(1t) <その他> ・経営耕地は30a以上の区画に整備し数箇所に連担団地化 ・品種構成の適正化 ・水稻は低コスト技術を導入 ・水稻苗は購入、乾燥調製はJAライスセンター利用 ・オペレーター2名で経営	・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施	・休日制の導入

<所得目標1,050万円>

モデル9〔組織経営体〕

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の態様等
水稻＋大豆 (主たる 従事者 3人)	<作付面積> 水稻 20 ha 大豆 3 ha <経営面積> 23 ha	<資本装備> ・トラクター(45ps) ・田植機(乗用6条) ・自脱コンバイン(3条) ・格納庫兼作業場(50坪) ・トラック(1t) ・トラック(軽トラ) ・大豆播種機、ビーンハーベスタ、ビーンスレッシャー、ロータリーカルチは借上り使用 <その他> ・経営耕地は30a以上の区画に整備し数箇所に連担団地化	・複式簿記記帳による経理 ・青色申告の実施	・休日制の導入

		<ul style="list-style-type: none"> ・品種構成の適正化 ・水稻は低コスト技術を導入 ・水稻苗は購入、乾燥調製はJ Aライスセンター利用 ・オペレーター3名で経営 ・転作大豆は互助制度による 		
--	--	--	--	--

※ 所得目標には、交付金等を含むものとする。

第2の2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等が目指す経営目標は、将来の効率的かつ安定的な農業経営の発展、技術・経営能力に見合った経営規模、就農時の生活に要する所得水準等を勘案し、経営開始5年後の農業経営目標は概ね第2に定める農業経営の指標の規模とする。
- (2) ただし、新規参入者、農家子弟であって親から独立した経営を開始するものにあっては、経営開始時の経営リスクが大きいため、第2に定める所得目標の概ね5割を確保できるような農業経営の規模を目標とする。

第3 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 農用地の利用状況及び営農活動の実態と今後の見通し

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等

担い手の高齢化等により、担い手不足は各集落全体の課題であり、それにより農地の流動化は進むが、農地の集積を支えるために必要な農業集落機能については脆弱化の傾向がみられるので、各集落において任意生産組合の受け皿組織の育成・関係強化を図って行く必要がある。

(2) 今後の見通し

八手地区においては、ほ場整備事業の採択に向けて要望しており、担い手による農地集積により担い手を核とした農業生産活動等の体制整備を図り、将来的に集落営農体制の構築を目指している。

また、各集落単位において任意生産組合の設立を積極的に促し、集落を支える受け皿組織をつくり農業集落機能の向上を図る。

2 農用地利用集積等将来の農用地利用のビジョン

(1) 農用地利用等の将来ビジョン

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指し、これらの経営体に対する農用地の利用集積を進める。

- (2) 効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用の集積に関する目標等目標年次（平成35年度）までに効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体への集積を90%（504ha）程度まで進めることを目標とする。

- 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
担い手への集積 耕地面積 90% (農地集積面積 504ha 程度)	農地面積 561 ha

※目標年次は平成35年度までとする。

- 農用地の面的集積に向けた目標
効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農地集積における面的集積の割合を高める。
- 効率的かつ安定的な農業経営として育成すべき経営体の目標

区 分	営農類型	育成すべき経営体の目標	備 考
個別経営体	1 水稲	6	
	2 酪農+水稲	1	
	3 養豚+水稲	1	
	4 水稲+果樹	1	
	5 水稲+しいたけ	1	
	6 水稲+切花	1	
	7 水稲+路地野菜	1	
組織経営体	8 水稲	1	
	9 水稲+大豆	1	
合 計		14	

※目標年次は平成28年度までとする。

- (3) 将来の農地利用のビジョン実現に向けた取組

効率的かつ安定的な農業経営を営む経営体に対する農用地の利用集積を推進するために、出雲崎町は、農業委員会、農業協同組合、町農業再生協議会等関係機関及び関係団体と連携する。また、農地利用集積円滑化事業等を活用することで、将来の農地利用のビジョンの実現を目指す。

第4 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

出雲崎町は、新潟県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第4「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、出雲崎町農業の地域特性、即ち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分に踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

出雲崎町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業

- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

ア 比較的平坦部の西越地区の島崎川流域の地区及び赤坂山地区、薬師堂地区、六郎女地区においては、ほ場整備が完了しているので、効率的な生産基盤の形成を活かすため、利用権設定等促進事業を重点的に実施する。また、八手地区においても、平成28年度に県営ほ場整備事業着手に向けて調査が行われている。ほ場区画を拡大し、効率的な生産基盤を形成し、利用権設定等促進事業を重点的に推進する。

イ 中越地区及び八手地区等においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化する。このことによって、担い手不足の下で多発が懸念される遊休農地の解消に努める。

更に、出雲崎町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作又は養畜の事業を行う個人(法第18条第2項第6号に定める賃借権又は使用貸借による権利を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く)又は農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件の全て(農業生産法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件の全て)を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められるとき。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者(農業生産法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。)がいること。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該土地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化斡旋譲り受け等候補者名簿に登録されている者であること。

- イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用できると認められること。
- ② 農用地について、所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農業生産法人にあっては、前項（ア）に掲げる要件）を備えているときは前項の規定に関わらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第3項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、同法第11条の31第1項第1号に規定する農業経営を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会、農地中間管理機構の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により農地中間管理機構に指定された県農林公社、法第4条第3項第1号ロに規定する農地利用集積円滑化事業及び農業構造の改善に資するための事業を行う農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受け、又は農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体若しくは独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。
- ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農業生産法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農業生産法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農業生産法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、農業協同組合法第72条の8第1項の事業を併せ行う農業生産法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営

を受託する場合その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業所有権の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 出雲崎町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体、農地利用集積円滑化団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局通知。（以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 出雲崎町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定時期

- ① 出雲崎町は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 出雲崎町は、(5)の申し出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 出雲崎町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申し出

- ① 出雲崎町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申し出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、出雲崎町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 出雲崎町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計

画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ 出雲崎町の全部又は一部をその事業の実施地域とする農地利用集積円滑化団体は、その事業の実施地域内の農用地の利用の集積を図る目的のため、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ⑤ ②、③及び④に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 出雲崎町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 出雲崎町は、(5)の②、③及び④の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区又は農地利用集積円滑化団体からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、出雲崎町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 出雲崎町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用上の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
なお、その者が利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農業生産法人、農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体、農業協同組合、農業協同組合連合会等を除く。）である場合には、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。
- ② ①に規定する者が利用権の設定等を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を

含む。)、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係

- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
- ⑦ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、毎年、次に掲げる事項が記載された報告書と参考資料（法人である場合には定款の写しを含む）を出雲崎町長に報告する旨
 - ア ①に規定する氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ ①に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積
 - ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収
 - エ ①に規定する者が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼす影響
 - オ 地域の農業における他の農業者との役割分担
 - カ ①に規定する者が法人である場合には、その業務を執行する役員のうち、耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに耕作又は養畜の事業への従事状況
 - キ その他参考となるべき事項
- ⑧ ①に規定する者が法第18条第2項第6号に規定する者である場合には、その者が撤退した場合の混乱を防止するための次の事項
 - ア 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - イ 原状回復の費用の負担者
 - ウ 原状回復がされないときの損害賠償の取決め及び担保措置
 - エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
 - オ その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め
- ⑨ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

出雲崎町は、農地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者全ての同意を得る。ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りる。

(9) 公告

出雲崎町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたときは又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑧までに掲げる事項を出

雲崎町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

出雲崎町が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

出雲崎町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 出雲崎町は、法第 19 条の公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者に対し、以下のいずれかに該当するときは、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき

イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき

- ② 出雲崎町は、以下のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。

ア 法第 19 条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借又は使用貸借の解除をしないとき

イ ①の勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき

- ③ 出雲崎町は、②の取消しをした時は、農用地利用集積計画のうち法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を市町村の公報に掲載すること等により行う。

- ④ なお、③の規定による公告があったときは、②の取消しに係る賃借又は使用貸借は解除されたものとみなされる。

また、農業委員会はその農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての権利の設定のあつせん等（農地中間管理事業、法第 4 条第 3 項に規定する農地利用集積円滑化事業の

実施等) の働きかけ等を行う。

2 農地利用集積円滑化事業の実施を促進する事業

出雲崎町は、農用地等の所有者、農業経営者等の地域の関係者に農地利用集積円滑化事業の趣旨が十分理解され、地域一体となって農地利用集積円滑化事業を進めるとの合意形成が行われるよう、農地利用集積円滑化事業に関する普及啓発活動等を行う。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

出雲崎町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。なお、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等から一の集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障を来さない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規

約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を出雲崎町に提出して、農用地利用規程について出雲崎町の認定を受けることができる。

② 出雲崎町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 出雲崎町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を出雲崎町の掲示板への提示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 出雲崎町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について

利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

① 出雲崎町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。

② 出雲崎町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、普及指導センター、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（新潟県農林公社）、農地利用集積円滑化団体等の指導、助言を求めてきたときは、町農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託の斡旋の促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

出雲崎町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託の斡旋の促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、更には利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託の斡旋等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託の斡旋窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申し出があった場合は、農作業の受委託の斡旋に努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

出雲崎町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めると共に、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の6(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

青年農業者等育成センターや普及指導センター、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

イ 中長期的な取り組み

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教

育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者と交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みを作ることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

出雲崎町が主体となって新潟県農業大学校や普及指導センター、農業委員、指導農業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導のほか、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、人・農地プランの作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、普及指導センターによる技術指導研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画作成を促し、青年就農給付金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウの習得については新潟県農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては、普及指導センター、農業協同組合、出雲崎町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

7 その他の農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

出雲崎町は、1から6までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 出雲崎町は、県営中山間地域総合整備事業により、水田の大区画化を進めてきたと同時に農業近代化施設の導入を推進した。今後も効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 出雲崎町は、地域水田農業ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、連担化による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するように努める。

ウ 出雲崎町は、集落排水事業その他下水道関連事業の実施を促進し、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。

エ 出雲崎町は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

出雲崎町は、農業委員会、農業普及指導センター、農業協同組合、農用地利用改善団体、農地利用集積円滑化団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構及び農地利用集積円滑化団体は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、町農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、出雲崎町は、このような協力の推進に配慮する。

第5 農地利用集積円滑化事業に関する事項

1 農地利用集積円滑化事業を行う者に関する事項

農地利用集積円滑化団体は、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するために、①農用地等の所有者から委任を受けて、その者を代理して農用地等について売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託を行う事業（以下「農地所有者代理事業」という。）、②農用地等を買入れ、又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換し、又は貸し付ける事業（以下「農地売買等事業」という。）、③農地売買等事業により買入れ、又は借り受けた農用地等を利用して行う、新たに農業経営を営もうとする者が農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修その他の事業（以下「研修等事業」という。）の実施により、農地の効率的な利用に向け、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の集積を促進する役割が求められる。

このため、出雲崎町は、農業委員会、農業協同組合、町農業再生協議会等関係機関及び関係団体との間で調整を図り、農地利用集積円滑化事業の円滑な推進に向け、農地事情に精通した要員を有するなどにより、上記の役割を果たすことが出来る者を、農地利用集積円滑化団体として承認する。

なお、出雲崎町は農地利用集積円滑化事業の実施状況を把握するため、農地利用集積円滑化団体に対し、毎年度、前年度の事業実績及び当該年度の事業実施計画について報告を求めるものとする。

2 農地利用集積円滑化事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準

農地利用集積円滑化事業の実施単位は、出雲崎町全域（大字等の単位で区分した区域）を基本とし、町に複数の農地利用集積円滑化団体がある場合には、事業実施区域の重複に配慮する。なお、事業実施区域が重複する場合は、重複する互いの農地利用集積円滑化団体は、出雲崎町、農業委員会、農業協同組合、町農業再生協議会、県農業会議、農地中間管理機構等と適切に連携を図り、重複する地域における農用地の利用集積を図る上で支障が生じないように努める。

なお、市街化区域（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項の市街化区域と定められた区域で同法第23条第1項の規定による協議が整ったもの（当地の存する区域を除く。））及び農業上の利用が見込めない森林地域等は除く。

3 その他農地利用集積円滑化事業の実施の基準に関する事項

(1) 農地利用集積円滑化事業規程の内容

農地利用集積円滑化事業規程については、事業の種類、事業実施地域及び事業の実施方法に関して、次の事項のうち事業実施に必要な事項を定めるものとする。

① 農地所有者代理事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の所有者を代理して行う農用地等の売渡し、貸付け又は農業の経営若しくは農作業の委託に関する事項

イ 農用地等の所有者の委任に係る農用地等の保全のための管理を行う事業に関する事項

ウ その他農地所有者代理事業の実施方法に関する事項

② 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項

ア 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

イ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ウ 農用地等の管理に関する事項

エ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

③ 研修等事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

④ 事業実施区域に関する事項

⑤ 事業実施区域が重複する他の農地利用集積円滑化団体、公益社団法人新潟県農林公社、県農業会議、農業委員会等との連携に関する事項

⑥ その他農地利用集積円滑化事業の実施方法に関する事項

(2) 農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方

農地利用集積円滑化事業による農用地の集積の相手方については、集積対象者の営農実施区域や面的集積の状況、対象地域における集積対象者の営農活動状況等を総合的に考慮し、認定農業者、集落営農組織及び地域水田農業推進協議会が策定する地域水田農業ビジョンに位置づけられている担い手を優先して集積を図るものとする。

(3) 農地所有者代理事業における委任・代理の考え方

農地利用集積円滑化団体が(1)の①により農用地等の所有者から委任を受け、その者を代理して行うことができる事務については、次に掲げるものとする。

① 農用地等の貸付け等の相手方の選定

- ② 農用地等の貸付け等の相手方との貸付け等に関する条件の協議及び調整
- ③ 農用地等の貸付け等の相手方との貸付け等の契約の締結、変更、更新及び解除、農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項の許可の申請並びに法第18条第1項に規定する農用地利用集積計画の同意

④ その他農地所有者代理事業の円滑な実施のために必要な事項

なお、農地所有者代理事業を実施するに当たっては、農用地等の効果的な面的集積を確保する観点から、農用地等の所有者は、当該委任契約に係る土地についての貸付け等の相手方を指定しないものとする。

また、委任事務の範囲は上記事項を基本とするが、詳細については農地所有者と農地利用集積円滑化団体との間で利用権設定等委任契約書を締結するものとする

(4) 農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡し等の価格設定の基準

農地売買等事業における農用地等の買入れ、売渡しの価格設定の基準について、買入れ価格は、土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類以の土地の通常取引（転用のために農用地を売却した者が、その農用地に代わるべき農用地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基礎とし、その土地の生産力等を勘案した上で定めるものとする。

農用地等の買入れ価格が、その農用地等の収益性からみて著しく高額であると認められる場合には、その農用地等の買入れは行わないものとする。

農用地等の売渡し価格は、原則としてその取得価格に当該農用地等に係る本事業の経費を加えた額（当該農用地等につき土地改良事業が行われた場合には、当該事業に要した経費のうち本団体が負担した額を加えた額）を基準とし、当該農用地等につき、上記により算定される買入れ価格を勘案して定めるものとする。

農地の借受け、貸付け価格については、農業委員会が提供する、地域の実勢を踏まえた賃借料情報を基準とする。

(5) 関係機関及び関係団体との連携

農地利用集積円滑化事業を行う者は、出雲崎町、農業委員会、農業協同組合、町農業再生協議会、公益社団法人新潟県農林公社等関係機関及び関係団体と連携し、農地利用集積円滑化事業を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対して農用地を集積し、農業経営の効率化を図る。

(6) 農地利用集積円滑化事業規程の承認

出雲崎町が農地利用集積円滑化事業規程を承認する際は、農地利用集積円滑化事業を行おうとする者の人的構成、財政基盤等の状況を踏まえ、法令の基準に照らして判断する。

なお、複数の者から承認の申請があった場合には、書面による審査のほかに申請者から農地利用集積円滑化事業の実施方針等を聴き取って判断する。

① 出雲崎町に農地利用集積円滑化事業規程の承認を申請する際には、次に掲げる書面を提出しなければならない。

ア 農地利用集積円滑化事業規程

イ 法第4条第3項第1号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人にあっては、定款7

- ウ 法第4条第3項第2号に掲げる者にあつては、定款又は規約
- ② 出雲崎町は、農地利用集積円滑化事業規程については、次に掲げる基準をすべて満たす場合に承認する。
- ア 基本構想に適合するものであること
- イ 事業実施地域の全部又は一部が既に農地利用集積円滑化事業を行っている者の事業実施地域と重複することにより当該重複する地域における農用地の利用の集積を図る上で支障が生ずるものでないこと。
- ウ 法第12条第1項の認定を受けた者が当該認定に係る農業経営改善計画に従って行う農業経営の改善に資するよう農地利用集積円滑化事業を実施すると認められること。
- エ 農用地の利用関係の調整を適確に行うための要員を有していること。
- オ 農地所有者代理事業を行う場合には、その事業実施地域に存する農用地等の所有者からその所有する農用地等について農地所有者代理事業に係る委任契約の申込みがあったときに、正当な理由なく当該委任契約の締結を拒まないことが確保されていること。
- カ 農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積を適確に図るための基準を有している
- キ エからカに掲げるもののほか、農地利用集積円滑化事業を適正かつ確実に実施すると認められるものであること。
- ク 農地利用集積円滑化事業を行おうとする者が、農地利用集積円滑化事業を行うに当たって、事業実施地域が重複する他の農地利用集積円滑化団体、農地中間管理機構、県農業会議、及び農業委員会等との適切な連携が図られると認められるものであること。
- ケ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、農業用施設の用に供される土地又は開発して農業用施設の用に供する土地とすることが適当な土地につき農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合における農業用施設が次に掲げるものと定められていること。
- (ア) 農業用排水施設、農業用道路その他農用地の保全又は利用上必要な施設
- (イ) 畜舎、蚕室、温室、農産物集出荷施設、農産物調製施設、農産物貯蔵施設その他これらに類する農畜産物の生産、集荷、調製、貯蔵又は出荷の用に供する施設
- (ウ) たい肥舎、種苗貯蔵施設、農機具収納施設その他これらに類する農業生産資材の
- (エ) 廃棄された農産物又は廃棄された農業生産資材の処理の用に供する施設
- コ 農地利用集積円滑化事業規程の内容が、ケの(ア)から(エ)に掲げる農業用施設の用に供される土地又は開発して当該農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地について、農地所有者代理事業及び農地売買等事業を実施する場合には、農用地につき実施するこれらの事業と併せて行うものと定められていること。
- ③ 出雲崎町が農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について承認をしようとする場合には、あらかじめ、農業委員会の決定を経る。
- ④ 出雲崎町は、農地利用集積円滑化事業規程の承認を行った場合は、遅延なく、その旨及び当該承認に係る事業の種類を出雲崎町の掲示板への掲示により公告する。

なお、承認の申請を行った農地利用集積円滑化団体に対して次に掲げる事項を記載した承認書を交付する。

ア 農地利用集積円滑化事業を行う者の名称及び住所

イ 農地利用集積円滑化事業の実施地域

ウ 農地利用集積円滑化事業の種類

エ その他必要な事項

⑤ 農地利用集積円滑化事業規程の変更又は廃止については、④に準じる。

(7) 農地利用集積円滑化団体からの報告徴収等

出雲崎町は、農地利用集積円滑化事業の適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、農地利用集積円滑化団体に対し、その業務又は資産の状況に関して必要な報告を求める。

なお、報告徴収した内容が①から④に該当するなど、農地利用集積円滑化事業の運営に関し改善が必要であると認められる場合は、農地利用集積円滑化団体に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命じる。

① 農地利用集積円滑化団体としての事業活動が停滞している場合

② 事業年度を通じて事業の実績が極めて少ない場合

③ 正当な理由なく農用地等の所有者からの委任の申込みに応じない場合、農用地の買入価格又は売渡価格が不当に高い場合、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が希望するにもかかわらず貸付け等に応じない場合等、農地利用集積円滑化事業規程に則して事業を実施していないと認められる場合

④ その他農地利用集積円滑化事業の実施を通じて農業経営基盤の強化を図っていくことができないと認められる場合

(8) 農地利用集積円滑化事業規程の承認の取消し

出雲崎町は、次に掲げる場合には農地利用集積円滑化事業規程の承認を取り消す。

① 農地利用集積円滑化団体が法第4条第3項第1号に規定する農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人等でなくなったとき

② (7)による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

③ (7)による改善に必要な措置を講ずべきことの命令に違反したとき

(9) 農地中間管理機構との連携

出雲崎町は、県下一円を区域として農地中間管理事業等を行う公益社団法人新潟県農林公社との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同公社が行う事業の実施の促進を図る。

(10) 出雲崎町、農業委員会、農業協同組合は農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした農地中間管理事業等を促進するため、農地中間管理機構への農地の貸付を最優先に事業を行うよう配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるものの他、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要は事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成 18 年 8 月 30 日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成 22 年 6 月 8 日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成 26 年 9 月 29 日から施行する。

別紙1（第4の1（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2(第4の1(2)関係)

I 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃貸権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②賃貸の算定基準	③賃貸の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年(農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効果を発揮する上で適当と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定期間)とする。但し、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常栽培期間からみて3年とすることが相当地でない場合は、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 存続期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定(又は移転)される利用権の当事者が当該利用権の存続期間(又は残存期間)の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の賃貸の額に比準して算定し、近隣の賃貸がない時は、その採草放牧地の近隣の農地について算定される賃貸の額を基準とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の賃貸の水準、開発費用の負担区分の割合、通常生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 賃貸を金銭以外のもので定めようとする場合には、その賃貸は、それを金額に換算した金額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 賃貸は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る賃貸の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 賃貸を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る賃貸の支払い等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき出雲崎町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は利用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に批准して算定し、近傍の借賃がない時は、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ	Iの④に同じ

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間(又は残存期間)	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等の他、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃借人」とあるのは「受託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に批准して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>